

熊本県農業共済組合検査実施要領

第1 趣旨

農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第209条第1項から第3項までの規定により農業共済組合又は農業共済組合から業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）（以下「組合等」と総称する。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、熊本県農林水産業協同組合等検査規程（以下「検査規程」という。）によるほか、この要領により行うものとする。

第2 検査の視点

検査規程第3条に規定する検査の目的を達成するため、次の事項について検討する。

1 合法性

定款、事業規程、諸規則等の整備状況及び法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、諸規則等の遵守状況を検討する。

2 合目的性

法第1条の規定及び組合が定款等の組合が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうかを検討する。

3 合理性

業務及び会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検討する。

第3 検査の種類

検査を、その法的根拠、検査実施範囲、検査実施方法及び検査実施機関により次のとおり分類する。

1 法的根拠による分類

- (1) 随意検査（必要があるときに行う検査：法第209条第1項）
- (2) 常例検査（毎年1回を常例として行う検査：法第209条第2項）
- (3) 請求検査（組合員の請求による検査：法第209条第3項）
- (4) 要請検査（随意検査のうち、知事が要請し、農林水産大臣が必要と認める場合に行う検査：法第209条第1項、第224条）

2 検査実施範囲による分類

- (1) 全面検査（全部門について行う検査）
- (2) 部分検査（あらかじめ特定した事項又は知事が命じた職員（以下この要領において「検査員」という。）が検査に臨み必要と認め選択した事項について行う検査）
- (3) 事後確認検査（検査実施後一定期間内に指摘した事項の是正又は改善の状況を確認）

認するために行う検査)

3 検査実施方法による分類

- (1) 即時検査 (現物の検査に引き続き他の部分について行う検査)
- (2) 隔時検査 (現物の検査後、日を隔てて行う検査)

4 検査実施機関による分類

- (1) 単独検査 (知事が単独で行う検査)
- (2) 共同検査 (知事と農林水産大臣が共同で行う検査)

第4 検査の効率的実施に必要な体制の整備等

1 検査の事前準備

検査を効率的かつ的確に実施するため、組合の定款、事業規程、諸規則等を常に備え、事業報告書、事業計画書等検査に必要な諸資料の収集等により、組合の業務、会計等の特質及び問題事項の常時把握に努めるとともに、次の事項をあらかじめ調査し、検査の実施に備える。

- (1) 組合の存立地区の地理的・気象的条件
- (2) 組合の合併、事業規模、共済目的の種類
- (3) 定款、事業規程、その他諸規則
- (4) 共済目的の栽培面積、生育ステージ、飼養頭数、引受実績(率)等
- (5) 前回及び前々回までの検査書とその回答書

2 必要資料の常時作成指導

検査の能率的実施を確保するため、行政庁が提出を求める資料を、適時に、迅速に、的確に作成できるよう、組合における事務体制の整備を促進する。

第5 検査の方法及び手続

1 計画的かつ重点的検査の実施

年間検査計画の作成に当たっては、全面検査、部分検査及び事後確認検査を有機的に組み合わせて作成するとともに、年度当初において、近年の農業情勢、検査結果等を踏まえ、当該年度の検査重点事項を作成する。

2 検査責任者の選定

検査責任者は、検査命令の都度、原則として、検査に多年の経験、識見及び指導力を備えていると認められる者を選定するものとする。

3 検査の着手

検査は、現金・現物等の資産の状況を現地において把握することをもって着手することを原則とする。なお、検査は、着手後、一定の期間を設け、事務の整理、月末棚

卸、必要資料の整備等を行わせた後、検査に入る隔時検査の方法によるほか、即時検査の方法によることもできるものとする。

4 検査提出資料の徴求

検査の実施に当たり、組合の業務又は会計について、検査に必要な資料の提出を求め、これにより検査の効率的かつ的確な実施を確保する。

5 外部確認の実施

検査の実施に当たり、農業共済制度の健全な運営の確保に資するために必要と認められる場合には、組合の債権債務若しくは諸契約又は共済若しくは保険に係る加入、引受、審査、支払等について、組合員（加入者）、取引先その他関係者に対し、個人情報保護等に十分に配慮した上で、書面調査、実地調査等により外部確認を行うものとする。

なお、外部確認は、外部確認書（別添1）等により行うものとする。

6 要請検査の実施

要請検査の実施については、別添2に定める検査要領により行う。

7 前回検査指摘事項の事後確認の徹底

検査によって指摘した事項について、検査後における改善状況を具体的に把握し、その改善励行を促すことにより、検査の成果を高めるため、前回検査における指摘事項についての事後確認の徹底を図る。

8 検査講評

検査員は、当該検査の終了に際して、検査によって明らかとなった事項について、講評を行い、役員から意見等を聴取することとしているが、職員の出席については、役員の裁量と責任に委ねることをあらかじめ連絡しておくものとする。

第6 検査実施上の着眼点

検査は、特に次の諸点に留意して行うものとする。

- (1) 法令、定款、事業規程、諸規則等に違反していないか。
- (2) コンプライアンス態勢が確立されているか。
- (3) 国庫補助金の補助対象経費が適正に区分されているか。
- (4) 会計原理等に反していないか。
- (5) 計算及び照合に誤りはないか。
- (6) 証拠書類は整理されているか。また、改ざんされているものはないか。
- (7) 業務費に無駄な経費や施設はないか。
- (8) 不実（又は虚偽）の記帳又は記録はないか。
- (9) 共済事業の引受要綱、損害評価要綱、事務取扱処理要綱等に反していないか。

- (10) 引受実績（率）は低位となっていないか。また、架空のものはないか。
- (11) 共済掛金等の徴収が適正に行われているか。また、未収のものはないか。
- (12) 共済金の支払が適正に行われているか。
- (13) 現金による共済掛金等、共済金、診療費等の受払はないか。
- (14) 前回の検査指摘事項は改善されているか。

第7 検査事項

検査は、おおむね別掲の検査事項について、行うものとする。

なお、検査技能の差による検査成果の不均衡を是正し、検査精度の向上を図るため、農業共済組合連合会検査実施要項（平成23年9月1日付け23検査第6号農林水産省大臣官房検査部長通知）別添3に定める農業共済組合連合会に係る検査マニュアルによる検証手続、主要着眼事項等を必要な読替えをした上で参考にして、検査事項等に係るチェックリストを作成する等により、検査の実施に当たるものとする。

附則

この要領は、平成21年7月7日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月30日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月16日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月13日から施行する。

別掲

第1 総務関係

1 管理

- (1) 組合員
- (2) 総代会
 - [招集、要件]、[議決事項及び議決の方法]、[議事録]
- (3) 役員
 - [選出]、[理事会]、[監事]
- (4) 定款及び共済規程
- (5) 諸規則
- (6) 事業及び事務組織
- (7) 損害評価会等

2 運営

- (1) 事務整理等
- (2) コンプライアンス態勢確立のための取組
- (3) 組合のコンプライアンス態勢を確立するための具体的取組み
- (4) 事務の効率化、機械化

第2 経理関係

1 基本的事項

- (1) 基本法規
- (2) 物品の購入及び役務の調達
- (3) 会計組織
- (4) 企業会計原則に準拠した経理
- (5) 取引に基づく処理
- (6) 余裕金の運用
- (7) 事業運営を圧迫する業務支出
- (8) 債権の保全
- (9) 補完関係

2 帳簿類に関する検査事項

- (1) 帳簿組織
- (2) 合計残高試算表
- (3) 伝票、帳簿、証拠書類

3 主要項目の検査

- (1) 資産関係
- (2) 負債関係
- (3) 純資産関係
- (4) 損益関係
- (5) 負担金、補助金に係る経理
- (6) 決算関係
- (7) 特別積立金関係

第3 農作物共済関係

1 引受関係

- (1) 引受実績
- (2) 単位当たり共済金額
- (3) 基準収穫量の設定
- (4) 共済細目書（異動申告票）
- (5) 共済掛金等
- (6) 引受通知書及び保険料の納入

2 損害評価関係

- (1) 登熟不良等被害の把握
- (2) 損害通知書
- (3) 悉皆調査
- (4) 損害評価野帳
- (5) 抜取調査
- (6) 品位判定調査
- (7) 損害評価会に対する諮問
- (8) 特定組合当初評価高報告書
- (9) 損害評価書及び保険金請求書
- (10) 共済金の支払関係

3 その他

- (1) 無事戻し
- (2) 損害防止
- (3) 特別積立金の取崩し
- (4) 剰余金の処分、不足金の処理
- (5) 農業共済事業特別事務費補助金

第4 家畜共済関係

1 引受関係

- (1) 引受実績及び引受推進
- (2) 引受事務

2 事故関係

- (1) 事故実績及び事故対策
- (2) 死産事故
- (3) 病症事故
- (4) 保険金請求と共済金支払

3 家畜診療所関係

- (1) 診療所体制
- (2) 診療所収支
- (3) 業務運営
- (4) 医療品の管理等
- (5) 診察用車両、医療器具、機械の管理等
- (6) 診療費等の徴収

4 損害防止事業関係

- (1) 一般損害防止事業
- (2) 特定損害防止事業

5 その他

- (1) 損害評価会等
- (2) 嘱託及び指定獣医師との契約

第5 果樹共済関係

1 引受関係

- (1) 引受実績
- (2) 共済金額
- (3) 標準収穫量の設定
- (4) 共済関係の成立（加入申込書）
- (5) 共済掛金等
- (6) 引受通知書及び保険料の納入

2 損害評価関係

- (1) 基準収穫量等の設定
- (2) 損害通知書

- (3) 悉皆調査
- (4) 損害評価野帳
- (5) 抜取調査
- (6) 損害評価会に対する諮問
- (7) 特定組合当初評価高報告書
- (8) 損害評価書及び保険金請求書
- (9) 共済金の支払関係

3 その他

- (1) 無事戻し
- (2) 損害防止
- (3) 特別積立金の取崩し
- (4) 剰余金の処分、不足金の処理
- (5) 農業共済事業特別事務費補助金

第6 畑作物共済関係

1 引受関係

- (1) 引受実績
- (2) 単位当たり共済金額
- (3) 基準収穫（繭）量の設定
- (4) 共済関係の成立（加入申込書）
- (5) 共済掛金等
- (6) 引受通知書及び保険料の納入

2 損害評価関係

- (1) 損害通知書
- (2) 悉皆調査
- (3) 損害評価野帳
- (4) 抜取調査
- (5) 損害評価会に対する諮問
- (6) 特定組合当初評価高報告書
- (7) 損害評価書及び保険金請求書
- (8) 共済金の支払関係

3 その他

- (1) 無事戻し
- (2) 損害防止

- (3) 特別積立金の取崩し
- (4) 剰余金の処分、不足金の処理
- (5) 農業共済事業特別事務費補助金

第7 園芸施設共済関係

1 引受関係

- (1) 引受実績
- (2) 加入申込書
- (3) 引受評価
- (4) 引受事務、共済掛金等の算定及び徴収
- (5) 引受通知書及び保険料の納入

2 損害評価関係

- (1) 損害通知
- (2) 損害評価
- (3) 損害評価野帳
- (4) 損害評価書及び保険金請求書
- (5) 共済金の支払関係

3 その他

- (1) 無事戻し
- (2) 損害防止
- (3) 特別積立金の取崩し
- (4) 剰余金の処分、不足金の処理
- (5) 農業共済事業特別事務費補助金

第8 任意共済関係

I 建物共済

1 引受関係

- (1) 共済関係の成立
- (2) 加入申込書
- (3) 共済金額
- (4) 共済掛金等
- (5) 共済責任
- (6) 共済掛金の消滅
- (7) 短期引受

- (8) 新価特約
- (9) 臨時費用担保特約
- (10) 費用共済金不担保特約
- (11) 継続申込特約
- (12) 共済掛金等分割払特約
- (13) 建物共済証券の交付及び地震保険料控除証明書の交付
- (14) 引受集計通知書
- (15) 保険料
- (16) 逆選択

2 異動関係

- (1) 異動通知
- (2) 共済掛金等の追徴・払戻

3 損害評価関係

- (1) 損害通知
- (2) 損害評価
- (3) 共済金
- (4) 共済事故以外の事故
- (5) 保険金請求
- (6) 共済金の支払関係
- (7) 事業奨励費等
- (8) 無事戻し金
- (9) 特別積立金

II 農機具共済

1 引受関係

- (1) 共済関係の成立
- (2) 加入申込等
- (3) 共済金額
- (4) 共済掛金等
- (5) 共済掛金の消滅・終了
- (6) 共済責任
- (7) 共済目的の入替
- (8) 短期引受
- (9) 更新共済の責任期間

- (10) 付保割合条件付実損てん補特約
- (11) 臨時費用担保特約
- (12) 継続申込特約
- (13) 自動継続特約
- (14) 共済掛金等分割払特約
- (15) 共済証券の交付
- (16) 引受集計通知書
- (17) 保険料
- (18) 逆選択

2 異動関係

- (1) 異動通知
- (2) 共済掛金等の追徴・払戻

3 損害評価関係

- (1) 損害通知
- (2) 損害評価
- (3) 共済金
- (4) 復旧義務
- (5) 共済事故以外の事故
- (6) 保険金請求
- (7) 共済金の支払関係
- (8) 事業奨励費等
- (9) 無事戻し金
- (10) 特別積立金